

和歌山県企画部企画政策局調査統計課の所管に属する統計調査員の委嘱等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、統計法(平成 19 年法律第 53 号。以下「法」という。)第 14 条及び和歌山県統計調査条例(平成 21 年和歌山県条例第 22 号。以下「条例」という。)第5条に規定する統計調査員であって、和歌山県企画部企画政策局調査統計課(以下「調査統計課」という。)の所管に属する統計調査に従事する者(以下「調査員」という。)の委嘱等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(統計調査の範囲)

第2条 この要綱において統計調査とは、法、条例その他統計関係法令に基づき、和歌山県が行う統計調査で調査統計課が所管する統計調査をいう。

(委嘱)

第3条 調査員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 原則として民間人とする。
- (2) 年齢が、原則として満 20 歳以上満 70 歳以下の者
- (3) 職務上知り得た秘密の保持などに関し、十分信頼できる者
- (4) 調査内容を十分理解し、職務を円滑に遂行できる者
- (5) 熱意と責任感があり、職務に忠実かつ積極的である者
- (6) 国税徴収法(昭和 34 年法律第 147 号)第2条第 11 号に規定する徴税職員及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第1条第1項第3号に規定する徴税吏員でない者
- (7) 警察法(昭和 29 年法律第 162 号)第 34 条第1項及び第 55 条第1項に規定する警察官でない者
- (8) 選挙に直接関係のない者
- (9) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わっていない者又はその執行を受けることがなくなっていない者でない者
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第 6号に定める暴力団員でない者又はこれに類する公序良俗に反する団体の構成員でない者
- (11) その他統計調査活動に支障のない者

2 調査員の委嘱期間は、原則として1年以内とする。ただし、1年を超えて連続して調査期間が設定された統計調査については、この限りでない。

3 同一調査員を2以上の統計調査の調査員に重複して委嘱しないものとする。

ただし、当該統計調査相互間に関連性があり、同時に統計調査を実施することが必要な場合又は当該統計調査業務を行う上で、支障がないと認められる場合に限り2以上の統計調査を重複して委嘱することができる。

なお、その際は、別に定める基準を参考にするものとする。

4 委嘱期間中において解嘱された調査員の後任となった調査員の任期は、解嘱された調査員の残任期間とする。

(委嘱手続)

第4条 知事は、原則として市町村長に対して調査員の推薦を依頼できるものとする。

2 市町村長は、前条第1項各号の委嘱基準を配慮して調査員を推薦できるものとする。

3 知事は、前項による市町村長の推薦に基づいて調査員を委嘱する場合、市町村長を経由して委嘱状を調査員に交付するものとする。

4 知事は、第1項に定める市町村長への推薦依頼に代えて、調査員候補者登録制度を定め、その中から調査員を委嘱することができるものとする。

5 知事は、第1項に定める市町村長への推薦依頼に代えて、統計調査員経験者の中から委嘱することができる。

(統計調査員履歴書)

第5条 知事は、調査員に委嘱しようとする者から、統計調査員履歴書(別記様式)を徴するものとする。

(職務)

第6条 調査員は、知事及び市町村長の指揮監督を受けて、法及び条例並びに当該統計調査の作成者が別に定める調査規則に基づき、当該統計調査の調査票の配布及び取集その他統計調査に関する事務に従事する。

(調査員証の交付等)

第7条 知事は、調査員に対し、その身分を示す証票として統計調査員証(以下「調査員証」という。)を交付する。

2 調査員は、前条の職務を行うときは、調査員証を携帯し、必要がある場合はこれを提示しなければならない。

3 調査員は、調査員証を他人に貸与又は譲渡してはならない。

(調査員証の再交付)

第8条 知事は、調査員が調査員証を損傷又は紛失したときは、直ちにその旨を届出させ、再交付を行うものとする。この場合において、損傷した調査員証は知事に返納させるものとする。

2 調査員は、紛失した調査員証を発見したときは、直ちに知事に返納しなければならない。

(調査員証の返納)

第9条 調査員は、任期が満了したとき、又は任期中にその職を解嘱されたときは、調査員証を直ちに知事に返納しなければならない。

(解嘱)

第10条 知事は、調査員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解嘱することができる。

(1) 第3条第1項各号に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 第7条第3項の規定に違反したとき。

(3) 法第57条第1項第2号又は第59条第1項の規定に該当したとき。

2 知事は、統計調査の廃止若しくは縮小又は調査方法の変更を行う必要が生じたときは、調査員を解嘱することができる。

3 前項の規定により調査員を解嘱する必要が生じた場合は、当該調査員にあらかじめその

旨を通知しなければならない。

4 知事は、調査員から解嘱の申出があったときは、調査員を解嘱することができる。

(適用除外)

第11条 この要綱の規定は、国勢調査令(昭和 55 年政令第 98 号)に基づく国勢調査には適用しない。

2 この要綱の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しないことができる。

(1) 当該統計調査の作成者が別に定める調査規則において、調査員の要件等に関して特別の定めがある場合

(2) 当該統計調査が県下全域を対象とする広域的な基幹統計調査で、短期間に集中して大量の調査員を投入しなければならない場合であり、かつ、その特性上及び調査員の選任事情上、その一定確保の困難が予想される場合

(準用)

第12条 当該統計調査の作成者が別に定める調査規則に基づき、指導員を設置する必要がある場合には、指導員の委嘱等に関してはこの要綱を準用する。ただし、当該調査規則等に、その委嘱等について特別の定めがある場合は、この限りでない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、調査員の委嘱等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 16 年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に調査員である者は、その残任期間中は、第3条第1項第2号の規定は適用しないものとする。

附 則

この要綱は、平成 20 年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の別記様式の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。